

中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
<p>（自己株式の表示）</p> <p>第三十六条の二の三 自己株式は、資本に対する控除項目として資本の部の末尾に記載しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>